## 電気通信大学オープンキャンパス実施本部規程

制定 平成25年1月22日規程第116号 最終改正 令和4年4月28日規程第12号

(設置)

第1条 電気通信大学におけるオープンキャンパス及び大学院オープンラボ(以下「オープンキャンパス」という。)を電気通信大学の教育研究活動を広く社会に公開する全学的な取り組みとし、円滑かつ効果的に実施するため、電気通信大学オープンキャンパス実施本部(以下「本部」という。)を置く。

(任務)

- 第2条 本部は、オープンキャンパスの企画、立案及び実施に関する業務を統括する。 (組織)
- 第3条 本部は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
  - (1) 本部長
  - (2) 副本部長
  - (3) 本部員

(本部長)

- 第4条 本部長は、学長をもって充てる。
- 2 本部長は、本部の業務を総括する。

(副本部長)

- 第5条 副本部長は、広報担当の副学長をもって充てる。
- 2 副本部長は、本部長を補佐する。

(本部員)

- 第6条 本部員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 教育担当の副学長
  - (2) 学生支援担当の副学長
  - (3) 情報理工学域長
  - (4) 大学院情報理工学研究科長
  - (5) 広報センター長
  - (6) アドミッションセンター長
  - (7) 総務部長
  - (8) 学務部長
  - (9) 学術国際部長
- 2 前項に掲げる者のほか、本部長が必要と認めた者を本部員とすることができる。 (本部会議)
- 第7条 本部長は、本部会議を招集し、その議長となる。
- 2 本部会議は、オープンキャンパスの実施に係る次の事項について審議する。
  - (1) 開催日時に関すること。
  - (2) 開催プログラムに関すること。

- (3) 開催広報に関すること。
- (4) 運営方針に関すること。
- (5) 他のイベントとの連携に関すること。
- (6) その他重要事項に関すること。

(実施担当者連絡会)

- 第8条 本部に、オープンキャンパスの実施に必要な連絡・調整及びオープンキャンパス 実施後の意見等集約を行う実施担当者連絡会(以下「連絡会」という。)を置く。
- 2 連絡会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
  - (1) 副本部長
  - (2) 情報理工学域から選出された者
  - (3) 大学院情報理工学研究科から選出された者
  - (4) 国立大学法人電気通信大学組織規則第18条の4から第24条までに規定する教育 研究組織から選出された者
  - (5) 各課から選出された者
  - (6) 学生団体等の代表者
  - (7) その他副本部長が必要と認めた者
- 3 副本部長は、必要に応じて実施担当者連絡会会議を招集し、その議長となる。 (事務)
- 第9条 本部に関する事務は、総務部総務企画課広報・基金・卒業生室が行う。

附則

この規程は、平成25年1月22日から施行する。

附 則 (平成26年4月25日規程第4号)

この規程は、平成26年4月25日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則 (平成28年3月23日規程第54号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日規程第155号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日規程第139号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日規程第53号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月28日規程第82号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月30日規程第62号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年9月30日規程第17号) この規程は、令和2年10月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日規程第77号) この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年4月28日規程第12号) この規程は、令和4年5月1日から施行する。